

令和 2 年 3 月

お客様各位

豊田信用金庫

民法改正に伴う公共債取引における規定の改正のお知らせ

2020 年 4 月施行の民法改正を踏まえ、規定の内容を改正後の民法に準拠して変更を行うことにしましたのでお知らせします。

なお、改正後の規定は、改正前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

また、改正後の規定を当金庫ホームページに掲載させていただきますので、当金庫ホームページの閲覧が困難な方は窓口までお申出ください。書面にてお渡しいたします。

1. 対象となる規定

- ・振替決済口座管理規定（改正日 令和 2 年 4 月 1 日）
- ・一般債振替決済口座管理規定（改正日 令和 2 年 4 月 1 日）

2. 主な改正内容

○規定変更時の手続きの明確化

改正の趣旨

民法改正では、規定内容を変更する時の手続き要件が明確にされたことから、規定内容を変更する際における変更手続を規定上に明記するものです。

3. 規定の変更内容

今回の内容変更は、改正後の民法に準拠することが目的であり、本変更によって、当金庫手続きが変わることはありません。

以 上